

## 大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例

全ての人個人として尊重され、法の下に平等であることは、日本国憲法の基本理念の一つである。

府民一人ひとりが、ありのままの自分を表現し、自らの意思で自由に生き方を選択することができる社会を構築することは、私たち全ての願いであり、また責務である。

そのため、性の多様性に関する無理解により、個人の社会参加の機会が制限されるようなことはあってはならず、また性的指向や性自認を理由とした差別は決して許されない。

府においては、これまで、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に向けた様々な取組を推進してきているが、いまだに性的指向及び性自認の多様性に関する無理解を背景に誤解や偏見、差別が生じている。

ここに私たちは、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人個人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第一条 この条例は、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施し、もって全ての人個人の性的指向及び性自認が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。

### (基本理念)

第三条 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組は、全ての人個人が等しく基本的人権を享受するかけがえない個人として尊重されるべきことに鑑み、全ての人個人が相互に人格と個性を尊重し合う社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

### (府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施する責務を有する。

2 府は、国及び市町村が実施する性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組について協力するものとする。

### (府民の責務)

第五条 府民は、基本理念にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるとともに、府が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組に努めるとともに、府が実施する第四条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

### (理解の増進に関する施策)

第七条 府は、次に掲げる性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施するものとする。

- 一 性的指向及び性自認の多様性に関する府民の関心及び理解を深めるため、教育及び啓発を行うこと。
- 二 性的指向及び性自認の多様性に関する相談に的確に応じること。

2 府は、前項各号に掲げるもののほか、府が実施する事務事業において、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例

### ～大阪府 性の多様性理解増進条例～

令和元年10月30日施行



性のありかたは人それぞれ。



府民文化部人権局人権企画課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16  
大阪府咲洲庁舎（咲洲コスモタワー）38階

大阪府 性の多様性理解増進条例

検索

# 大阪府 性の多様性理解増進条例のポイント

性的マイノリティ（少数者）の人々の中には、差別や偏見を受けるなど、悩んでいる人々があります。

性のあり方は人それぞれ異なります。  
私たちは、さまざまな性のあり方が存在することを当たり前のこととし、それを受け入れる社会を築いていかなければなりません。

## 条例のねらい

府民一人ひとりが性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めていくことにより、性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見をなくし、だれもが自分らしく生きることができる社会の実現をめざします。

## ここが大切！

性的指向、性自認って何？  
（第2条）

性的指向とは、恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか、また、性自認とは、自分の性をどのように認識しているかを示すものです。  
性的指向や性自認がはっきりしない人や揺れ動く人、性的指向や性自認を持たない人もいます。  
性的指向や性自認は、本人の意思で選んだり変えたりできるものではありません。

府民、事業者の皆さんへのお願い（第5条、第6条）

皆さんには、この条例をきっかけにして、性的指向及び性自認の多様性について理解を深めていただくとともに、大阪府の様々な取組にご協力いただきますようお願いいたします。

### Q1 LGBT、SOGIとは何ですか。

LGBTは、性的指向の一部であるレズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシャル（B）と、性自認の一部であるトランスジェンダー（T）の頭文字をとったもので、性的マイノリティの総称としても使われています。

また、性的指向（Sexual Orientation）と、性自認（Gender Identity）を示す概念として、頭文字をとってSOGI（ソジ）と呼称することもあります。

### Q2 周囲に性的マイノリティの人がいませんか？

性的マイノリティの方は、少なくとも1学級（35人）に1名程度との最新の調査結果もあります。身近な存在であるという意識を持ち、性的マイノリティの人々について正しく理解することが大切です。

### Q3 親しい人から性的マイノリティであることなどを打ち明けられたら、どうしたらいいの？

決して否定せずに、まずはその人の話に耳を傾けましょう。そして相手が何を望んでいるのかをしっかりと受け止め、寄り添うことが大切です。

また、本人の了解を得ずに、その人の性のあり方を周囲に公表すること（アウトティング）は、本人を傷つけ、裏切る行為です。絶対にやめましょう。

大阪府広報担当副知事「もずやん」

